

議案第93号

大阪市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者等）

第3条 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第24条の12第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所施設基準」という。）に定めるところによる。

(指定入所施設基準等の改正に伴う経過措置)

第5条 指定入所施設基準（指定入所施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害児入所施設等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

児童福祉法（抄）

第21条の5の15 省 略

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第7号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

(2)～(14) 省 略

省 略

第24条の9 省 略

第21条の5の15第2項（第7号を除く。）及び第3項の規定は、第24条の2第1項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第24条の10 省 略

省 略

前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第24条の12 指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

省 略